

2010年1月26日

日本機械輸出組合  
組合員企業各位

## 米国 10+2 ルールの今後の運用について

日本機械輸出組合

米国の輸入者セキュリティファイリングおよびキャリア（船社）に課せられる追加的要件（いわゆる 10+2 ルール）は本日、本格施行開始となります。

実際の運用開始日ですが、データ申告は船積み 24 時間前までに行わなければならないため、実際には 1 月 27 日に船積みされる貨物から適用となります。

また米国税関国境取締局（米国 CBP）では、次のように段階的なアプローチをとることとしており、本年第 1 四半期、第二四半期については、申告内容の誤り、申告遅延等の違反についても罰金を科すことはしないと、米国の業界関係者を通じて周知を始めています。

**第一四半期**：申告違反があれば、CBP から注意文書が発せられます。

罰則課金、輸出港での不積みメッセージ発信（以下、「DNL(Do Not Load)メッセージ」といいます。）アクションには至りませんが、昨今の米国におけるセキュリティ環境から、米国 CBP は必要なアクションは取れるとしています。

**第二四半期**：申告違反については、米国内での貨物検査率（Manifest hold + examination）を高めます。しかしこの時点でも罰則課金、輸出港での DNL メッセージ発信というアクションは取られません。

**第三/第四四半期**：申告違反について、罰則課金をスタートさせます。

**第四四半期**：完全施行モードに入り、特定のハイリスク貨物については DNL メッセージを発信することもあります。

以上のように本日から、米国 CBP がフルモードで対応することはないと思われませんが、申告内容はデータとしてしっかりチェックし記録されますので、十分にご留意下さい。

本件に関する問合せ先

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ（橋本、多田）  
電話：03-3431-9800